

四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第41号

四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員 <u>（以下「主任介護支援専門員」という。）</u> でなければならない。 <u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除</p>	<p>(管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則第</u></p>

く。)を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

3 令和3年4月1日以降における前項の規定の適用については、前項中「、第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項にただし書を加える改正は、令和3年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)